行方市公告第34号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第7項の規定により、地域計画(案)及び目標地図(案)を下記のとおり縦覧に供する。

利害関係人は縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和８年４月14日

行方市長　髙須　敏美

記

1.縦覧期間

自　令和８年４月15日(水)

至　令和８年４月28日(火)

(土曜日、日曜日、祝祭日を含む)

2.縦覧場所

行方市役所　経済部　農林水産課窓口(北浦庁舎)　行方市山田2564-10

行方市ホームページ

3.縦覧時間

行方市役所　経済部　農林水産課窓口(北浦庁舎)　行方市山田2564-10

月曜日から金曜日午前８時30分から午後５時まで(土・日・祝日等を除く)

行方市ホームページ

24時間

4.意見書の提出方法

意見書は書面にて行い日本語に限ります。提出は持参、郵送、ファックス及び電子メールによるものとします。意見書には住所、氏名、連絡先、該当地区を必ず記載してください。意見書には住所、氏名、連絡先、該当地区を必ず記載してください。地域計画(案)以外のことに関する意見書は提出できません。

5.意見書の処理

意見書については、地域計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を合わせて地域計画として公表しますので個別の回答は行いません。

なお、意見書の内容を公表する場合、個人が特定され、個人情報や財産等を害するおそれのある場合は公表を控えさせていただきます。

6 意見書の提出先

持参または郵送先　〒311-1792　行方市山田2564-10　行方市農林水産課

ＦＡＸ番号　0291-35-3258

メールアドレス　name-nosui-nousei@city.namegata.lg.jp